

18. 01. 03

出願の変更における新たな意匠登録出願についての新規性の
喪失の例外の規定の適用について

1. 出願の変更における新たな意匠登録出願について意匠法第4条2項〔新規性の喪失の
例外〕の規定の適用を受けることができる場合

(1) もとの特許出願又は実用新案登録出願について新規性の喪失の例外の規定による書
面を出願と同時に提出し、かつ、証明書を30日以内に提出しているとき。(当該書
面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済について
は、方式審査便覧04. 04)

(2) もとの特許出願又は実用新案登録出願について新規性の喪失の例外の規定による書
面のみを提出している場合であって、出願の変更がもとの出願の日から30日以内に
行われたとき。

この場合は、新たな意匠登録出願についてもとの出願の日から30日以内に証明書を
提出しなければならない。(当該書面を提出する者の責めに帰することができない
理由による期間徒過後の救済については、方式審査便覧04. 04)